

不二速報



発行日 2006年12月 4日

第5号 (2006年度教職員研究集会・法人化後採用のパート職員ランチミーティング報告号)

2006年度全大教教研集会 (9月22-24日) の報告

執行委員長 梅澤 収

4年ぶりに全大教の全国教研に出席しました。前回の会場は岡山大学だったという記憶がありますが、今回は一橋大学でした。出席した「A4分科会」では、主に助教・助手問題、教員養成系大学・学部の改組問題、法科大学院の現状等が報告されました。その後フロアからこれらについて各大学の現状と課題の発言があり意見交換が行われました。静岡大学の組合員の参加が多い分科会でしたので、ここでは、私の所属する教育学部の改編問題についてまとめます。

各大学からの報告を聴いた限りでは、教職大学院構想が現在明確化している大学は参加大学にはなく、未だ検討中・模索中でした。これは、教育系単科大学でも、総合大学の教育学部でも同様でした。その意味では、人件費削減の圧力の中で、教職大学院と既存の大学院との関係をどのように構想するのか、学部再編をどうするのかの3つの課題を調整した「全体構想」(デザイン)は、法制度も明確でない現段階では、きわめて難しいと感じました。また、教員免許更新制と教職大学院を柱とする、今回の中教審答(06年7月)を見ると、先の3つの課題に加えて、総合大学では、教育学部以外の学部に置かれる教職課程の実施体制を整備することが求められています。静岡大学では、静岡地区キャンパスの教育研究組織の再編が課題となっていますが、これら4点を課題として引き受け、「魅力ある総合大学」を創ることが必要であると改めて感じた集会でした。

執行副委員長 早川泰弘

9月22日-24日に一橋大学で開催された全大教第18回教職員研究集会の「A4分科会：教育研究組織のあり方」に出席しました。教育学部の改編問題、法科大学院の問題も議題になりましたが、梅澤委員長が教育学部の改編問題に関して報告しますので、私は教員新組織に関する報告をします。

学校教育法の改正に伴い、来年4月から従来の「助手」に代えて「助教」「助手」の2つの階層が導入されることとなります。全大協では、「助教」が授業を担当し、職務責任も重くなるので、新たに教育職員(一)の中に助教の級を新設し、処遇改善することを提案しています。しかし、文部省は助教の待遇改善のため運営交付金を増額することを考えておらず、現時点でこの全大協の提案する新賃金体系を採用する予定の大学はありませんでした。

静岡大学教職員組合

静岡：
〒422-8529
静岡市駿河区大谷 836

TEL/FAX:
054(236)0173 (直)
054(237)1111 (代)
2790 (内線)

E-mail
suu@jade.dti.ne.jp

浜松：
〒432-8561
浜松市城北三丁目 5-1

TEL/FAX:
053(475)9035 (直)
3910 (内線)

E-mail
suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

目次：

全大教教研集会報告	1~3
法人化後採用パート職員ランチミーティング報告	3~4

任期に関しては、島根大学、京都工芸繊維大学では、新しく採用する助教に任期をつけることを検討しています。九州大学では、全25部局のうち、一部にでも任期制が導入されているのは13部局であり、そのうち9部局で教員全員に任期制が導入されています。当局は、「任期制を導入する部局では、任期付き雇用に同意しない助手は助教ポストに就くことができなくなり、任期を付かない新助手として雇用されることになる」ことを提案しています。しかし、これは、労働条件の不利益変更になります。組合では(1)任期制への同意を助教選考の前提にしないこと、(2)任期が付いていない者は任期なしの地位が継続することを求めています。東京農工大学では、2006年10月より若手人材育成拠点としてテニュアトラック制度を中心とする人事制度を導入ことになっています。静大教職組の取り組みとして、助手に「緊急アンケート調査」を実施したことや、助教にふさわしい教育研究の体制を当局に求めていることを報告しました。参加している各大学から取り組みの現状が報告されましたが、どの大学も対応を模索中でした。詳細は教研集会で配布された資料をご覧ください(組合書記局にあります)。

根本 猛(人文学部支部、前書記長)

全大教からの要請で「法科大学院設置に伴う教育研究組織の変容」という報告をしました。具体的には、法科大学院設置の紆余曲折、開校にあたっての教員組織の再編、そして、実際に開校してからの「光」と「陰」などです。

参加者の多くは、法科大学院に直接関係していないようで質問などは多くありませんでしたが、ちょうど第1回新司法試験の合格発表の直後だったこともあり、みな熱心に耳を傾けてくれました。

現在、教職専門職大学院の設置が話題になっています。ここでも学部教育との調整が大きな関心事のようで、法科大学院での経験が少しでも参考になったとすれば幸いです。

小幡 三千代(本部・図書館支部、学務部)

1, 再雇用制度について、有期雇用職員の給与が、全国的に比べても低すぎということ。

北大は、期限の定めのない職員も有期雇用職員も同じ給与。

京都大では、法人化以後のパート職員が、900円、1000円、1100円、1200円と4段階に分かれているが、それでも、有期雇用の場合、一律1200円になっている。これが低いと問題になっているぐらい。

2, 退職金について、年度をまたがるので不可能のように言われてきたが、北大では、法人化以後積み立てている。

一時金にすると、税金もとられ、事務も繁雑になるからと、当局から、効率化ということから提案された。

受け取る側も、事務の立場からも歓迎されるのに、何故この方法を選択しないのか。

3, 日給について、日給は{(俸給月額+調整手当) x 12月} ÷ (52週 x 40時間) で計算されていた。

法人化以後、労働基準法施行規則19条に則り、式分母(52週 x 40時間)から、実労働時間ではない祝日・年末年始分の時間数が除外されて当然なのに、有期雇用職員の場合そのままになっているのはおかしいと、全国的に運動を展開しようということになりました。

4, 法人化以後採用されたパート職員の3年雇用につき、全国的に問題が深刻になってきている。1年間空ければ採用可能という大学もありますが、その場合1年間他の仕事を見つけなければならないという問題。

5年任期もある。アンケート結果によると、「雇用を更新することがある」という大学もあるが、ほとんどのところが、交渉中。

5、全国で、非常勤職員の正規職員化の動きが進んでいる。

九州大学では、長い間の運動の結果として、法人化前の約束どおり、いわゆる「定員化」が1年で5～6人のペースで進んでいる。

レポートを出して、試験も行われるが、あくまで成績結果の足切りはしないという発言を引き出しているそうです。他の大学では、純然たる試験で、年齢の高い人たちには難しすぎて、比較的年齢の若いパート職員だけというところもあるようです。



法人化後採用のパート職員ランチミーティングの報告

【東部地区】

9/26（火）、法人化後採用のパート職員の方とランチミーティングを行いました。8名の方の参加があり、委員長・書記長・執行委員（板倉）・書記局（山口）の計12名で、再雇用について話し合いました。ほとんどの方が三年雇用の期限が来ても、継続して働きたいという希望を持っており、継続ということでもかまわない（新規雇用でも）という意見でした。当局は、本年度で期限の切れる保健管理センターのパート職員に対して、継続雇用はないという通告をしている状況です。法人化後採用のパート職員の再雇用は、団体交渉の重要な要求項目として交渉していきたいと思えます。

【西部地区】

日時：9月26日（火）12:30～13:30

場所：組合西部書記局

自己紹介と資料の説明（待遇比較表、労働条件通知書、時間単価表）の後、以下のような懇談がありました。

まず、参加者はいろいろな職場や立場の方々であり、職務内容なども大きく異なるので、それぞれの方が職場で抱えている悩みなどを話して頂きました。また、それらについて、お互いに持っている情報などを交換しあい、解決策を見出すための意見交換をしました。この情報交換は、非常に有意義であったと思えます。

前日開催された学内教研参加者からは、その簡単な報告がありました。その中で全国教研・非常勤職員分科会参加者からの情報によると、3年期限付きの雇用は、全国的にも深刻な問題であるが、組合の交渉で、3年経過後も継続雇用を可能にした大学があるということでした。また、笹原先生からは、女性労働者の問題の研究者、組合の女性部という立場から、その内容について問題点をご指摘頂きました。

全体として、「なぜ3年で解雇なのか？理由がわからない（静大の財政が苦しいからなら、外部資金雇用の場合は当てはまらないのではないか）」が、文科省の指導の可能性もあり、当局に理由の説明と雇用の継続を要求してもらいたいという意見でまとまりました。

解決策として、①財務と人事に関する情報の開示を当局に強く要求することや、②賃金システムの工夫で採用の継続を可能とする方向を模索するように当局に要求して行く方向を確認しました。また、正規雇用職員への登用の道を開くべきという意見もありました。

当面の課題としては、雇用期限が本年度迄と言われている、3年目の皆さんの雇用継続を、ぜひ実現させたいものです。（なかには、採用時に正規職員化もあり得ると言われていた方、3年期限ときちんと伝えられていない方もいる。）

静岡大学教職員組合公式HPも
ご覧ください。(随時更新中)

<http://www.jade.dti.ne.jp/~suu/>

働きやすい職場を
実現したいと思いませんか？

組合員のための組合

あなたも組合に加入しましょう！

ともに、静岡大学を明るく、
働きやすい職場に
していきましょう！

ポスターとパンフレットがあります。
必要な方は書記局までお申し出下さい。

新しく着任された方に、
加入のよびかけをお願いします。



その他の問題点として、①採用時期が法人化前後の違いだけで賃金格差があること、②仕事内容がこれまでと変わらないのに、雇用が6時間に制限されること(サービス残業を強いられること)、③非常勤職員とパート職員の違いが明確でないこと、などが指摘されました。

組合からのお知らせ

★学長選考について

「学長選考委員会」に以下の申し入れを行いました。★

『学長選考における学長適任者の選定

および抱負発表会への申し入れ書』

- (1) 学長適任者選考理由を静岡大学および附属学校園の全教職員にあきらかにすること。
- (2) 17日に行われる抱負発表会に三候補全員が出席すること。

これに対して大学側からは、

- (1) 三名について、各人の業績に照らして選定した。その際、学長適任者に必要な資質を具備していることを確認したうえ、選定した。
 - (2) 三候補の中のひとりが欠席することは、当人の海外出張が数ヶ月前から決定していたことから、やむを得ないものと考えている。
- という回答がありました。

『学長選考における有期雇用職員の意向投票に関する申し入れ書』

学長選の意向投票にこれまで参加できていた定員外職員(現有期雇用職員)の方々が、有資格者から外されていることが明らかとなりました。

- (1) 有資格者から外された理由を明らかにすること。
- (2) 有期雇用職員を意向投票有資格者に含めること。

これに対して大学側からは、

「学長選考規則」の各条文制定理由は、制定機関である教育研究評議会の解釈に委ねられるべきものとする。申し入れが提出されたことは教育研究評議会に報告したい。

という回答がありました。

☆「教育基本法「改正」に反対し、国会での拙速強行を

行わないことを求める緊急アピール」を行いました。☆

全大教を通じて、衆議院教育基本法衆議院教育基本法に関する特別委員会の委員に送るとともに、文科省の記者クラブ等のマスコミと全政党に送付しました。静岡大学を始めとして、全国99大学・共同利用機関・高専の教職員組合委員長がこのアピールに賛同しました。



